

事務連絡  
令和6年4月4日

各都道府県教育委員会免許事務主管課  
教職課程を置く各国公私立大学担当課  
放送大学学園担当課 御中  
各指定教員養成機関担当課  
独立行政法人教職員支援機構担当課

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課教員免許・研修企画室

教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）

平素より円滑な教員免許事務の実施に御尽力くださりありがとうございます。

この度、教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）に係る解釈を一部変更いたしましたので、下記のとおり周知いたします。

## 記

### 1. 関係規定

施行規則第4条表備考第1号・第2号、第5条表備考第1号

### 2. 概要

中学校又は高等学校教諭の普通免許状を取得するに当たって修得が必要となる「教科に関する専門的事項に関する科目」における「教科に関する専門的事項」（施行規則第4条表備考第1号及び第5条表備考第1号）は、「一般的包括的内容を含むものでなければならない」（同備考第2号）とされているところ、例えば中学校理科「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」や中学校社会「日本史・世界史」など、事項としては1つであるが、その中に複数の別個の事項が含まれるものがある（以下、こうした事項全体を「複合事項」、当該複合事項に含まれる別個の事項を「含有事項」という。）。

含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合（例えば、「日本史・外国史」について、A大学で「日本史」、B大学で「外国史」に関する科目

の単位を修得した場合等)における一般的包括的内容に関する取扱いを次のとおり変更する。

#### (1) 変更前

含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合に、それらを合わせて複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したとみなすことは基本的にできず、複合事項に含まれる含有事項は、1つの大学等で修得する必要がある。

例外として、中学校「社会」に係る教科に関する専門的事項のうち「日本史・外国史」に関する科目の単位のみ、高等学校「地理歴史」における「日本史」及び「外国史」と共通開設されており、かつそれぞれが一般的包括的内容を含むものとして開設されている場合に限って、異なる大学等においてそれぞれを修得することが可能。

#### (2) 変更後

中学校社会「日本史・外国史」に限らず、複合事項に含まれる含有事項に関する科目を異なる大学等で修得した場合に、含有事項に関する科目のそれぞれについても一般的包括的内容を含んでいると授与権者において確認できる場合は、共通開設されているかどうかを問わず、それらを合わせて、複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したと認めることを可能とする。

授与権者における確認の方法としては、授与権者ごとに判断が分かれることのないよう、学力に関する証明書において、複合事項全体としてのみならず、含有事項それぞれについて一般的包括的内容を含むかどうかについての確認欄を新たに設けることとし、大学等の判断において、必要に応じて記載することとする。

### 3. 留意事項等

学力に関する証明書の様式例は、追って文部科学省 HP に掲載すること。それまでは、必要に応じて、別添の様式例を参照し、各大学等において学力に関する証明書を作成いただく又は授与権者から各大学等に確認いただく等の方法により、対応いただきたいこと。

#### 【別添】学力に関する証明書様式例（中学校「理科」）

**【本件担当連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許・研修企画室 法規係  
Tel : 03-5253-4111(内線 3573)  
Mail : menkyo@mext.go.jp

学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(理科)

氏名	文科 太郎	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
----	-------	------	--------------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学長 〇〇 〇〇

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(〇〇)	・備考	
・在学期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日入学 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日卒業(〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				
物理学	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
化学				
生物学				
地学				
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	○	理科実験(物理学実験)、 理科実験(化学実験)、 理科実験(生物学実験)、 理科実験(地学実験) ※記載例	4	<p>&lt;記載例1&gt; 「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する授業科目を全て履修し、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」全体として一般的包括的内容を含むものを修得した場合 →「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」列の「確認欄」に「○」を記載した上で、該当する授業科目の名称及び単位数を、「単位修得済授業科目」に記載</p>
うち物理学実験				
うち化学実験				
うち生物学実験				
うち地学実験				
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目				
		小計	4	
教育の基礎的理解に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	〇〇〇〇〇〇	〇	<p>注)平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2~4項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。</p>
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
		小計	0	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・道徳の理論及び指導法				<p>注)令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。</p>
・総合的な学習の時間の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		小計	2	
教育実践に関する科目				
・教育実習				<p>事前及び事後の指導 教育実習 学校体験活動</p>
・教職実践演習				
		小計	0	
大学が独自に設定する科目				
		小計	0	
		計	6	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成〇〇年度
------------------	--------

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
		計	0

【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

# 学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(理科)

氏名	文科 太郎	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
----	-------	------	--------------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学長 〇〇 〇〇

記

## 1. 基礎資格

・学位の種類	学士(〇〇)	・備考	
・在学期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日入学 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日卒業(〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		

## 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修(他学部・他学科受講含む。)	単位修得期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻	

## 3. 単位

### (1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				
物理学	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
化学				
生物学				
地学				
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験				
うち物理学実験	○	理科実験(物理学実験) ※記載例	1	
うち化学実験	○	理科実験(化学実験) ※記載例	1	
うち生物学実験				
うち地学実験				
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目				
			小計	2
教育の基礎的理解に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	〇〇〇〇〇〇	〇	
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
			小計	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・道徳の理論及び指導法				
・総合的な学習の時間の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
			小計	2
教育実践に関する科目				
・教育実習				
事前及び事後の指導				
教育実習				
学校体験活動				
・教職実践演習				
			小計	0
大学が独自に設定する科目				
			小計	0
			計	4

<記載例2>  
「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する授業科目を全ては履修していないが、そのうちの一部のみを履修している場合(例えば、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」について、授業科目としては理科実験(物理学実験)、理科実験(化学実験)、理科実験(生物学実験)、理科実験(地学実験)と分けて開設している場合において、そのうちの理科実験(物理学実験)、理科実験(化学実験)のみを修得した場合)

→履修した授業科目に対応する事項(例で言えば理科実験「物理学」であれば、「物理学実験」)の列の「確認欄」に「○」を記載した上で、該当する授業科目の名称及び単位数を、「単位修得済授業科目」に記載

注)平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2~4項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。

注)令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。

・上記の全ての単位を修得した年度	平成〇〇年度
------------------	--------

### (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
		計	0

#### 【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。